

2019年度消費生活講話

【令和元年9月11日（水）】

2、3年生の生徒を対象に、岐阜県県民生活相談センターより消費生活相談員の北川住江様をお迎えし、消費生活講話を実施しました。選挙権年齢引き下げに伴い、多くの生徒が在校中に主権者になることから、今年度より、2、3年生合同で実施しました。講話の内容から、悪徳商法やネットに関わる新しい詐欺などの消費者問題について深く知ることができ、親しい友人だからといって信用せず、警戒をすることも大切であることがわかりました。また、消費生活センターに気軽に相談できることも理解できました。消費者トラブルを再確認し、トラブルの解決法等を知る大切な機会になりました。

※以下、生徒の感想文より（抜粋）

- プレゼンテーションと、熱心な語りかけでネット消費者トラブルや詐欺に対する知識を深めることができました。
- 契約について詳しく知ることができ、かつ私たちがよく使うネットの個人売買での落とし穴について理解することができました。
- トラブルとして、友人や先輩からの誘いから起きている例が多いので、親しい友人でも警戒しなければいけないことがわかりました。
- 対処法は理解できた。自分の身は自分で守ることが原則だが、何かあったときは消費生活センターを利用したい。

